

# 本宮市保育所保育料のご案内

R8.3

## 1. 令和8年度の保育料

- ① 下表の階層区分については、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及び、同一住所に祖父母等が居住しており、かつ、父母が祖父母等の税法上の扶養となっている場合、その対象者までを合算した市民税所得割額を基に算出いたします。(住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の適用前の額となります。)
- ② 適用するクラス年齢については、令和8年4月2日現在での満年齢となります。年度の途中で誕生日が到来しても年齢区分の変更は行いません。
- ③ 保育料は、年度途中の9月に算定基礎となる市民税所得割額の課税年度切り替えを行いますので、保育料が変更となる場合があります。

【市民税所得割額の切り替え区分は次のとおり】

令和8年4月分～令和8年8月分：令和7年度の市民税所得割額より算定

(令和7年度の市民税：令和6年1月1日～12月31日の収入等をもとに算定)

令和8年9月分～令和9年3月分：令和8年度の市民税所得割額より算定

(令和8年度の市民税：令和7年1月1日～12月31日の収入等をもとに算定)

- ④ 離婚や再婚等により世帯員の変更があった場合は、保育料が変更となる場合がありますので速やかに各保育所または本宮市役所 教育部 幼保学校課まで届出ください。
- ⑤ 保育料一覧表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	副食費代 (月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	円 0	市町村民税所得割課税 57,700円未満	
第2	市町村民税非課税世帯	0		
第3	■	48,600円未満	16,180	0円
第4		97,000円未満	24,900	
第5		169,000円未満	36,930	
第6		301,000円未満	50,630	市町村民税所得割課税 57,700円以上
第7		301,000円以上	66,400	
		4,500円 (R8年度より上記金額の 全額を本宮市で助成)		

令和8年度より上記保育料の全額を本宮市独自に助成するため、保護者負担額は0円となります。

本宮市内の施設に入所している3歳以上児の副食費保護者負担額についても、令和8年度から本宮市独自の全額助成により0円となります。

上記保育料一覧表は、令和8年4月現在のものです。

## ○市民税所得割額の確認方法

- (1) 住民税を給与から天引きされている人（主に会社等にお勤めの人）

毎年5月から6月頃に会社等から配付される「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認ができます。

- (2) 住民税を納付書で納めている人（主に自営業等の人）

ご自宅に郵送される「市民税・県民税税額決定 納税通知書」で確認ができます。

## 2. 保育料の軽減について

令和8年度より、本宮市独自の保育料全額助成制度により保護者負担額が0円となります。 ※延長保育料を除く

## 3. 延長保育について

- 延長保育（18:00～19:00）の保育料は、児童一人あたり月額2,500円です。延長保育料は、**本宮市の保育料無償化対象外**となります。延長保育利用のお申し込みは、利用開始月の前月中に各保育所にお申し出ください。（私立認可保育所は別料金となりますので、直接お問合せ願います。）
- 延長保育は、実際の利用の有無に関わらず、延長保育の申込みが承認されれば延長保育料が発生することとなります。

## 4. 延長保育料の納付について

- 保育料の納付については原則口座振替となりますので、金融機関窓口において「本宮市税等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入のうえお申込みください。なお、口座振替は通常お申込みいただいた翌月の納期分からの振替となります。

≪取扱金融機関≫

- 東邦銀行    大東銀行    福島銀行    二本松信用金庫  
ふくしま未来農業協同組合    福島県商工信用組合    ゆうちょ銀行の各支店窓口

※市役所税務課、白沢総合支所、えぼか子ども福祉課では、口座名義ご本人様であればキャッシュカードと暗証番号で口座振替のお申し込みができます。